

稲沢市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金に関するQ&A

事業全般について

Q1 高齢者以外への接種についても対象となるか。

A1 対象となります。

Q2 請求対象に満たない週の接種回数を記載する必要はあるか。

A2 記載する必要はありません。

Q3 週の考え方はいつからいつまでか。

A3 月曜日から日曜日までで算定します。

Q4 日の考え方はいつからいつまでか。

A4 0時から24時までです。なお、24時をまたいで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付け分として回数を計算してください。

Q5 4週以上とは、連続した4週間でなければいけないのか。

A5 連続している必要はありません。

Q6 第1期に3週達成し、第2期に1週達成した場合は、交付の対象となるか。

A6 対象となりません。この交付金は、第1期から第4期のそれぞれの期間で4週以上満たしていることが交付要件となります。期間をまたいで4週以上であっても交付の対象とはなりません。

Q7 時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）は、この交付金と重複して申請することができるのか。

A7 可能です。この交付金と時間外・休日の接種に対する加算は、それぞれ要件を満たす場合は、交付の対象となります。

Q8 「愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金」と重複してこの交付金を申請することはできるのか。

A8 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。

Q9 「愛知県新型コロナウイルスワクチン小児接種支援金」と重複してこの交付金を申請すること

はできるのか。

A9 可能です。それぞれの要件を満たす場合は、交付の対象となります。

Q10 予診のみで接種に至らなかった場合は、接種回数に含めてよいか。

A10 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q11 診療所の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合（ワクチン配送の遅れ、接種当日キャンセル等）は、接種回数に含めてよいか。

A11 含めません。この交付金は接種の実績により判断するものですので、接種を実施した回数のみを対象とします。

Q12 巡回接種での接種は、接種回数に含めてよいか。

A12 個別接種であれば巡回接種も接種回数に含みます。

Q13 集団接種会場での接種は、接種回数に含めてよいか。

A13 接種回数として含めません。

Q14 VRS に接種実績を登録しないと交付されないのか。

A14 申請に係る審査については、主に VRS による接種実績により行います。VRS による接種実績と申請いただいた実績報告書の内容に大幅な乖離がある場合は、個別に照会等させていただきますことがあります。

Q15 稲沢市外在住者の接種は、接種回数に含めてよいか。

A15 接種回数として含みます。

Q16 医療機関の標榜する診療時間とは。

A16 実際に平素に一般的な診療を行っている時間になります。

例：看板やホームページ等で掲示している時間

申請手続き・お支払い等について

Q17 申請書類に押印は必要か。

A17 全ての書類に押印は不要です。

Q18 法人が複数の診療所を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所単位で

申請可能なのか。

A18 法人単位での申請はできません。各診療所単位での申請となります。

Q19 振込先に指定する口座は何でもよいのか。

A19 診療所名義のものに限ります。法人でない（個人事業主の）診療所の場合は、開設者名義の口座をお願いします。これらによらない場合は、別途支払いに係る委任状を提出していただきます。

Q20 以前、厚生労働省や愛知県が示した様式で申請してよいのか。

A20 厚生労働省や愛知県が示した様式については、稲沢市の支払いに必要な様式に組み替えたため、必ず稲沢市指定の様式をご使用ください。

Q21 申請後、医療機関が行う作業等はあるか。

A21 申請内容や提出書類に不明点や疑義等がある場合、稲沢市からお問い合わせをすることがありますので、その際にご対応をお願いします。

Q22 申請期限を過ぎると交付を受けることができないのか。

A22 申請期限後の提出は原則お受けすることができません。

Q23 申請からどのくらいの期間で交付金が振り込まれるのか。

A23 交付決定の1か月後を目途にお支払いいたします。

Q24 算定の結果、申請額が0円となったが、申請は必要か。

A24 必要ありません。

時間外、夜間又は休日に係る接種体制について

Q25 当初予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外や夜間の時間帯に接種することになった場合は、時間外、夜間に該当するのか。

A25 該当しません。予約受付などの段階において、当該時間帯に接種を受け入れているなど、当初から接種可能な体制をとっている必要があります。

Q26 「少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること」の「接種体制を用意」の定義は。

A26 「接種枠を用意」とは、当該診療所の時間外等において、予約枠を設けるなど接種を希望する者に接種を行える体制を取っていたこととなります。キャンセル等により、実際

に接種を行わなかった場合も、接種体制を用意していたのであれば、要件を満たします。

Q27 接種体制は、専任で接種にあたる必要はあるか。

A27 専任で接種にあたる必要はありません。診察の合間に接種しても差し支えありません。

Q28 時間外等に予約を取っていた人が実際には接種に来なかったので、時間外等に接種を行わなかった場合、時間外等に接種体制を用意したことになるか。

A28 時間外等に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q29 時間外等に予約を取る予定で計画していたが、実際には予約が入らなかったため、時間外等に接種を行わなかった場合、時間外等に接種体制を用意したことになるか。

A29 時間外等に接種体制を用意したこととして差し支えありません。

Q30 個別接種促進のための支援を受けるにあたり、時間外、夜間又は休日に係る接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

A30 週 100 回以上の接種を行った場合の支援については、当該回数分の接種を行った週のうち、少なくとも 1 日において、時間外、夜間又は休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。